

安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金

【申請受付要綱】

本奨励金の内容について、申請方法や問合せ先が決まりましたので、ご案内いたします。

【対象者】

県が実施している「うちなーんちゅ応援プロジェクト」の支援金等を受給した事業者及び今後実施を予定している他の支援金等の給付事業の対象となる事業者を除く幅広い業種の事業者が対象となります。

※詳しくは、I 奨励金の概要の対象をご確認ください。

【受付期間】

令和2年7月16日（木）から同年8月31日（月）まで

【申請方法】

以下のいずれかの方法で申請することができます。

（1）オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

（URL）

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020syoureikin

7月16日（木）9時から電子申請の受付を開始する予定です。

8月31日（月）23時59分までに送信を完了してください。

（2）郵送で提出の場合

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。8月31日（月）の消印有効です。

（郵送先①）

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3-2-6 壺川ビル1階
沖縄県感染症対策奨励金事務局
奨励金申請受付

※個人タクシー事業者の方は、必ず下記の宛先に郵送してください。

（郵送先②）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 7階
沖縄県企画部交通政策課
個人タクシー奨励金申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

【受付期間】

令和2年7月16日（木）～同年8月31日（月）9：00～17：00（土日祝祭日含む）
沖縄県感染症対策奨励金コールセンター 電話：098-987-4507

I 奨励金の概要

■趣旨

沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を受けて事業活動による収入（以下、「収入」といいます。）が減少している事業者で、感染症拡大防止対策を実施する事業者を対象に、「安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金（以下「奨励金」といいます。）」を支給いたします。

■対象

県が既に実施している下記の（１）～（３）の支援金等を受給した事業者及び今後実施を予定している下記の（４）～（９）の支援金等の給付事業の対象となる事業者を**除く**幅広い業種の事業者が対象となります。

なお、本事業の奨励金に係る趣旨・目的に照らして適当でないと沖縄県知事が判断する事業者については、支給の対象外となる場合があります。

- （１）新型コロナウイルス感染症防止対策緊急支援事業（支援金を受給した飲食店）
- （２）新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業（支援金を受給した小売業、無店舗旅行代理店）
- （３）新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（協力金を受給した事業者）
- （４）沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業（法人タクシー（福祉輸送限定除く）、離島航路事業者、離島航空路事業者）
- （５）地域医療機関等の新型コロナ感染拡大防止等支援事業（病院、診療所、薬局、助産所、訪問看護ステーション）
- （６）新型コロナウイルス感染症対策事業（介護・高齢者福祉）
- （７）新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉）
- （８）地域福祉推進事業（介護福祉士養成施設等）
- （９）児童福祉施設指導育成費（児童養護施設等）

※上記の事業と重複して受給することはできません。

※事業の業種については、令和２年４月１日時点で判断します。

■受付期間

令和２年７月１６日（木）から同年８月３１日（月）まで

※８月３１日（月）の消印有効

■支給額

１事業者あたり一律１０万円

II 申請要件

本奨励金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主で、上記 I の対象に該当する事業者
- 2 今後も事業を継続する意思があり、沖縄県が求める「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を作成し、その内容に沿った感染症拡大防止対策を実施する事業者
- 3 次のいずれかの場合で、令和 2 年 4 月 1 日以前に営業を開始し、収入が減少している事業者
 - (1) 業歴が 1 年以上の場合
令和 2 年 2 月から同年 5 月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について収入が減少している事業者
 - (2) 業歴が 1 年未満の場合
令和 2 年 4 月又は 5 月の収入が、それ以前の月より減少している事業者
- 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。
また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

III 申請手続き等

- 1 本奨励金の申請に必要な書類等の入手・提出方法(オンライン又は郵送での提出)
 - (1) オンライン提出の場合
沖縄県電子申請システムから提出することができます。
(申請に係るその他の添付書類もファイルを添付して提出できます。)
(URL) https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020syoureikin
7月16日(木) 9時から電子申請の受付を開始する予定です。
8月31日(月) 23時59分までに送信を完了して下さい。
※個人タクシー事業者の方は郵送のみの受付となります。(郵送先②)
 - (2) 郵送での提出の場合
 - ア 申請書及び様式の入手方法
(ア) 沖縄県ホームページ
以下のページからファイルをダウンロードして下さい。
(URL) https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/anshin_anzen_project.html
 - (イ) 沖縄県内の関係機関
以下の機関において、7月16日(木) 午前9時から入手することができます。
(土日祝祭日は対応しておりません。)

なお、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は沖縄県感染症対策奨励金コールセンター（098-987-4507）へお問合せをお願いいたします。

- 沖縄県庁（1階県民ホール）
- 沖縄県北部合同庁舎（1階名護県税事務所内）
- 沖縄県中部合同庁舎（1階コザ県税事務所入口）
- 沖縄県宮古合同庁舎（2階総務課入口）
- 沖縄県八重山合同庁舎（2階総務課入口）

イ 申請書の提出方法

申請書類を次の郵送先に提出することができます。

8月31日（月）の消印有効です。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先①) 〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3-2-6 壺川ビル1階
沖縄県感染症対策奨励金事務局
奨励金申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※個人タクシー事業者の方は、必ず下記の宛先に郵送してください。

(郵送先②) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 7階
沖縄県企画部交通政策課
個人タクシー奨励金申請受付

2 申請書類

法人、個人事業主で必要書類が異なりますので、それぞれよく確認して、お間違えのないように書類を提出してください。また、必要書類はA4サイズ、文字が識別できない場合に限りA3サイズに拡大・縮小コピーし提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、申請書類の返却はいたしません。

※オンライン提出の場合は、沖縄県電子申請システムから「添付様式1」、「添付様式2-1」及び「添付様式2-2」、必要に応じて「添付様式3」をダウンロードし、必要書類の貼付・必要事項の記入をした上で、1枚ずつそれぞれスキャナ又は写真で取り込み送信してください。

【法人の場合】

以下の(1)から(4)までの資料を提出して下さい。

- (1) 安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）

(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し(添付様式1)

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

(3) 本人確認書類の写し(添付様式2-1)

① 法人の代表者の写真付き身分証明書の写し

(運転免許証・マイナンバーカード(裏面は不要)・住民基本台帳カード(裏面は不要)・在留カード等)

(4) 収入が減少していることの確認書類

※以下の①、②、③、④のいずれか

① 業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ収入が減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の収入額を確認できる以下の書類

ア 本年(収入が減少した月)の収入額:収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない)

イ 前年(収入を比較する月)の収入額:直近の確定申告書関係書類

(ア) 確定申告書第一表の控え

(イ) 法人事業概況説明書(裏表)2枚の写し又は月別で収入額を確認できる帳簿等の写し(様式は問わない)

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも可

② 業歴が1年未満の場合

ア 令和2年4月又は5月の収入がそれ以前の月より減少していることについて、収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない)

イ 商業・法人登記簿謄本(発行日より3ヶ月以内の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書)又は法人番号公表サイト(国税庁)で法人番号が確認できる画面の写し

③ 持続化給付金の給付決定通知の写し

④ 中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティーネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

【個人の場合】

以下の(1)から(4)までの資料を提出して下さい。

(1) 安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)

(2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し(添付様式1)

※口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所

(3) 本人確認書類の写し(添付様式2-1、2-2)

以下の①及び②を両方提出

① 写真付き身分証明書の写し

(運転免許証・マイナンバーカード(裏面は不要)・住民基本台帳カード(裏面は不要)・在留カード等)

② 健康保険証の写し

(被雇用者かどうかを判断するために必要)

(4) 収入が減少していることの確認書類

※以下の①、②、③、④のいずれか

① 業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ収入が減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の収入額を確認できる以下の書類

ア 本年(収入が減少した月)の収入額:収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない)

イ 前年(収入を比較する月)の収入額:直近の確定申告書関係書類

(ア) 確定申告書第一表の控え

(イ) 所得税青色申告決算書2枚の写し又は月別で収入額を確認できる帳簿等の写し

(様式は問わない)

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも可

※確定申告書が提出できない場合は、市町村民税等(裏表)の申告書で代替することができます。

なお、相当な理由により確定申告書及び市町村民税等の申告書が提出できない場合は、収入減少申告書(添付様式3)の提出で代替することができます。

ただし、その場合は、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、確認の結果、奨励金の給付ができない場合があります。

また、収入減少申告書(添付様式3)の提出で確定申告書を代替する場合、事業の実態を確認する必要があるため、以下のa~eの書類のうちいずれか1つも併せて提出してください。

a 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類

(例)簡易宿所営業許可、自家用自動車有償貸渡業許可など

b 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し(税務署の印あり)

c 店舗等の外観・内観の写真

d 営業していることが分かるホームページ等の写真

e 事業に係る取引書類等の写し(令和2年1月以降のもの)

(例)契約書、請書、納品書など

※減少した主な収入を雑所得又は給与所得で確定申告している事業者については、申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等(委任契約、準委任契約、請負契約等)の契約書(全ページ。様式は問いません。)で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印(署名等)があるもの(申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません)を提出してください。

② 業歴が1年未満の場合

ア 令和2年4月又は5月の収入がそれ以前の月より減少していることについて、収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない)

※収入減少申告書(添付様式3)の提出で代替することができます。

イ 事業の実態が確認できる以下のa～eの書類のうちいずれか1つ

a 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類の写し

(例)簡易宿所営業許可、自家用自動車有償貸渡業許可など

b 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し(税務署の印あり)

c 店舗等の外観・内観の写真

d 営業していることが分かるホームページ等の写真

e 事業に係る取引書類等の写し(令和2年1月以降のもの)

(例)契約書、請書、納品書など

③ 持続化給付金の給付決定通知の写し

④ 中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

3 支給の決定

本奨励金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。

申請書の不備、添付書類の不足等がない場合には、申請から10営業日程度で入金できる見込みです。

ただし、申請受付開始当初(7月中)は多量の申請が想定されるため、添付資料の不足等がない場合においても、10営業日を超えて入金されることがあります。

4 通知等

申請書類を受理し、審査した結果、本奨励金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知(不支給決定通知書)を送付いたします。

IV 手続きに関する問合せ

本奨励金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

7月16日(木)～8月31日(月) 9:00～17:00(土日祝日含む)

沖縄県感染症対策奨励金コールセンター 電話:098-987-4507

V その他

1 本奨励金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本奨励金

の返還及び奨励金と同額の違約金を支払っていただきます。

- 2 本奨励金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 奨励金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**